

山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、山間山添い地域の水道水源の確保を図るため、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「団地開発等による給水人口」とは、水道事業の認可において、計画給水人口の算出根拠となった団地開発等による社会増人口をいう。
- (2) 「補助対象率」とは、水道水源開発施設の整備を行う水道事業に係る計画給水人口に対して、計画給水人口から団地開発等による給水人口を控除して得た給水人口の比率であって、次に定める式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{「計画給水人口」} - \text{「団地開発等による給水人口」}}{\text{「計画給水人口」}}$$

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、市町村が水道水源開発施設（独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）施工のものを含む。）整備費国庫補助対象事業として実施する整備事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助額)

- 第4条 この補助金の額は、別表の事業の区分に従い、補助対象事業費に補助率を乗じて得た額とする。なお、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。
- 2 補助金は、市町村が水道水源開発施設の整備費として借入れた企業債の償還（機構への割賦金及び公的資金補償金免除繰上償還等を含む。）に応じ交付するものとする。

(補助金交付申請書の様式及び提出期限)

- 第5条 規則第4条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする市町村に通知するものとする。

(添付書類の省略)

第6条 規則第4条第2項に規定する書類の添付は要しないものとする。

(補助金交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条に規定する補助金交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

りとする。

(状況報告)

第8条 市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、概算払いによって補助金を交付することができる。

(事業実績報告書の様式及び提出期限)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の事業実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了後1か月以内、又は当該補助事業等の属する会計年度の末日いずれか早い日とする。

(補助金交付額確定通知書の様式)

第11条 規則第14条に規定する補助金交付額確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金請求書の様式)

第12条 補助金を請求しようとする市町村は、様式第5号の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、昭和41年厚生省告示350号(補助事業等により取得した財産の処分制限期間)の例による。

(処分制限財産の指定)

第14条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助対象事業により取得した価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の整備及び保管)

第15条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

2 機構が施行する事業のうち秩父市の浦山ダム建設に係る割賦金の補助率は3分の1とする。

- 3 小鹿野町については、埼玉県（企業局）が負担した合角ダム建設費を町に譲渡する水量比（12／308）で按分した金額に対し補助するため、補助率は 0.39278 とする。

附則

この要綱は、令和 7 年 6 月 4 日から適用する。

別表

事業区分	補助対象事業費	補助率
当該年度に建設費を負担する事業	補助対象事業の国庫補助基本額から国庫補助金額を控除した額に係る元利償還金（地方債借入れに対する償還条件による。）	国庫補助金の補助率が2分の1の事業にあつては、3分の1 国庫補助金の補助率が3分の1の事業にあつては、2分の1
機構が施行する事業	補助対象事業の国庫補助基本額から国庫補助金を控除した額に係る年賦償還金（現：独立行政法人水資源機構法〔平成14年法律第182号〕旧：水資源開発公団法〔昭和36年11月13日法律第218号〕に基づく機構に対する年賦償還条件による。）	3分の2

令和 年度山間山添い地域水道水源開発
施設整備費償還金補助金交付申請書

(宛先)
埼玉県知事

記

8 水道事業認可年月日及び番号

10 財源調書

(添付書類)

- 但し、前年度以前に提出している場合は、変更があった場合のみ提出することとする。

- (3) その他必要となる参考資料

令和 年度山間山添い地域水道水源開発
施設整備費償還金補助金交付決定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名 (公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で申請の令和 年度山間山添い
地域水道水源開発施設整備費償還金補助金については、下記のとおり交付します。

記

- | | | | |
|---|------|-----|---|
| 1 | 交付金額 | 金 | 円 |
| 2 | 支払方法 | 概算払 | |
| 3 | 条 件 | | |

令和 年度山間山添い地域水道水源開発
施設整備費償還金補助事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

市町村長 氏 名 (公印省略)

令和 年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、令和 年度山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円

- ## 2 事業の名称

- ### 3 補助事業の成果

- (1) 計画給水人口 人
(給水区域内現在人口 人)

- (2) 工事期間
 着 工 年 月 日
 しゅん工 年 月 日

- ### (3) 施行方法

(記載上の注意)

事業の施行について、直営、請負の別を記載すること。

- #### 4 補助金交付申請の手続状況

補助金交付申請 令和 年 月 日 第 号
交 付 決 定 令和 年 月 日 生衛第 号

5 財源調書

事業費	財 源 内 訳			
	県費補助金	企業会計 特別会計	一般会計	その他
円	円	円	円	円

6 補助金受入額及び受入予定

区分	補助金	受入年月日
受入額		令和 年 月 日
受入予定額		令和 年 月 日 予定
合計		

(添付書類)

(1) 支払証拠書の写し

様式第4号（第11条関係）

令和 年度山間山添い地域水道水源開発施設
整備費償還金補助金交付額確定通知書

番 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名 （公印省略）

令和 年 月 日付け生衛第 号で交付決定した令和 年度山間
山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金については、令和 年 月
日 第 号事業実績報告書に基づき、交付額を金 円
に確定したので通知します。

様式第5号 (第12条関係)

令和 年度山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金請求書

番 号
令和 年 月 日

金 円也

ただし、令和 年 月 日付け生衛第 号での交付決定による、
令和 年度山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金

上記金額を支払われたく、請求いたします。

(宛先)
埼玉県知事

市町村長 住 所
氏 名 (公印省略)

振込先 (※)

金融機関名称

口 座 番 号

口座名義人住所

(フリガナ)

人 義 名 座 口

※振込先の確認ができる資料（通帳の写し等）を添付してください。